

東部丘陵地整備について

1. (仮称) 宇治田原 I C 物流拠点整備計画について

(ア) 開発基本計画の届出について

城陽東部開発有限責任事業組合及び伊藤忠商事株式会社から、令和3年11月5日付け、城陽市東部丘陵地まちづくり条例に基づく(仮称)宇治田原 I C 物流拠点整備計画に係る開発基本計画の届出がありました。

(イ) 開発事業者

城陽東部開発有限責任事業組合及び伊藤忠商事株式会社

参考：城陽東部開発有限責任事業組合

(組合員 大成開発株式会社 株式会社エスディック)

(ウ) 開発事業の名称

(仮称) 宇治田原 I C 物流拠点整備計画

(エ) 開発区域

青谷先行整備地区の一部他 約 9.7 ha

(城陽市奈島池ノ首 14番1)

参考：宇治田原町側の開発区域約 2.6 ha と合わせて約

12.3 ha

(オ) 土地利用方針（開発基本計画届出抜粋）

新名神高速道路の全線開通により宇治田原 I C（仮称）周辺は交通の要衝となります。この宇治田原 I C（仮称）に隣接する当該計画地に、東西交易の拠点となる大型物流施設（倉庫、配送ターミナル）を建設し、当地の地理的優位性を十分に発揮するとともに、地域の産業活性及び雇用創出に貢献します。

(カ) 周辺環境及び景観の保全の方針（開発基本計画届出抜粋）

造成法面の緑化等により周辺環境との調和を図り、雨水排水施設及び重要開発調整池を整備することで、地域への土砂流出を防ぎます。

(キ) 進入路及びその他の道路計画（開発基本計画届出抜粋）

（仮称）宇治田原 I C 北地区は、宇治田原町道郷之口末山線に進入路を計画します。

（仮称）宇治田原 I C 南地区は、（都）東部丘陵線に進入路を計画します。

(ク) 排水計画及び下水道処理計画（開発基本計画届出抜粋）

北地区の雨水排水は側溝等により重要開発調整池に導水し流量調整後に門口川に排水します。

南地区の雨水排水は側溝等により重要開発調整池に導水し流量調整後に青谷川に排水します。

雑排水は合併浄化槽で処理し、処理水は重要開発調整池の放流水と共に河川に排水します。

(ケ) 上水道計画（開発基本計画届書抜粋）

宇治田原町より給水を受ける予定です。

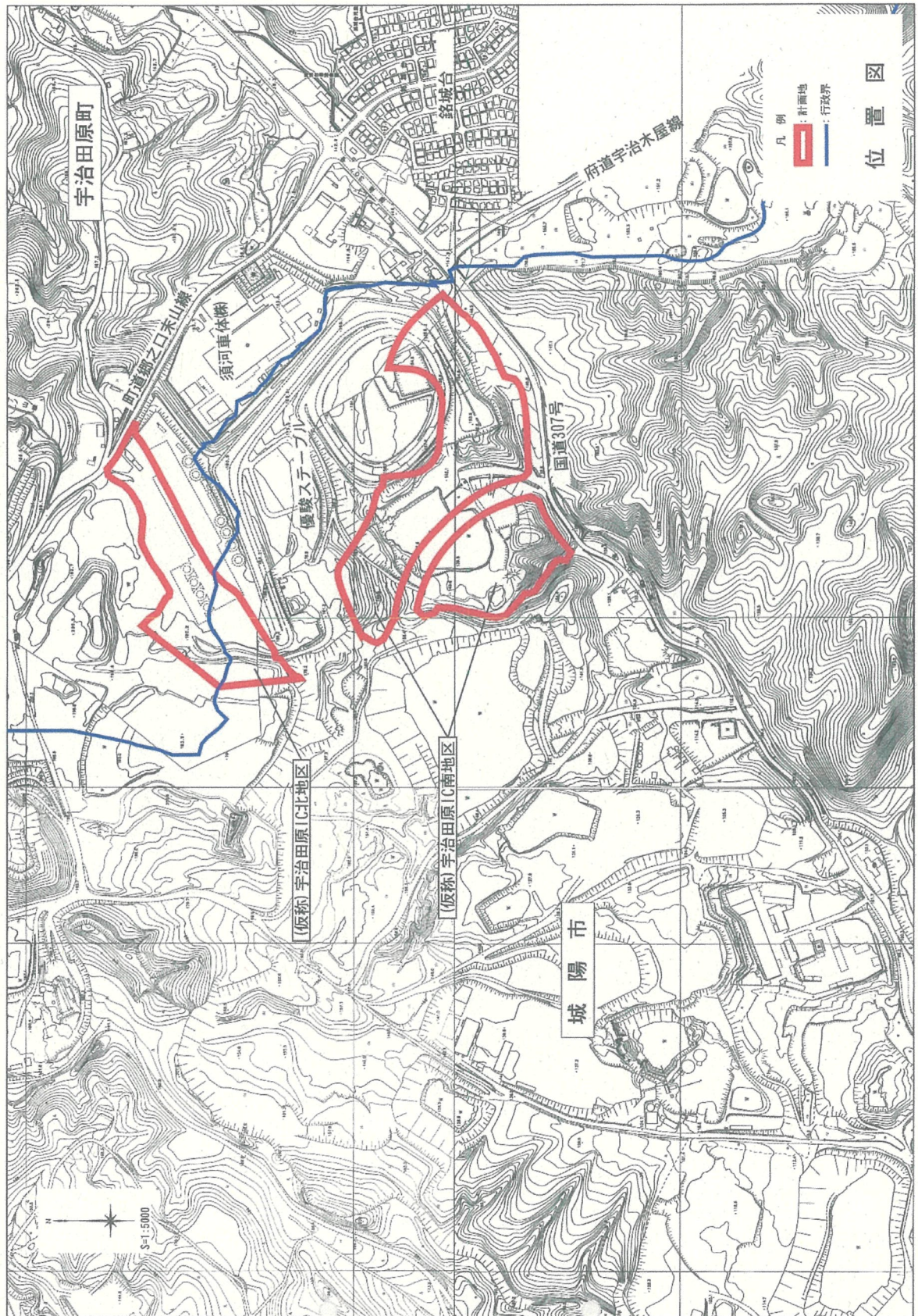
(コ) 開発事業の予定

- ① 開発事業着手予定時期 令和4年4月1日
- ② 事業完了予定時期 令和6年3月31日

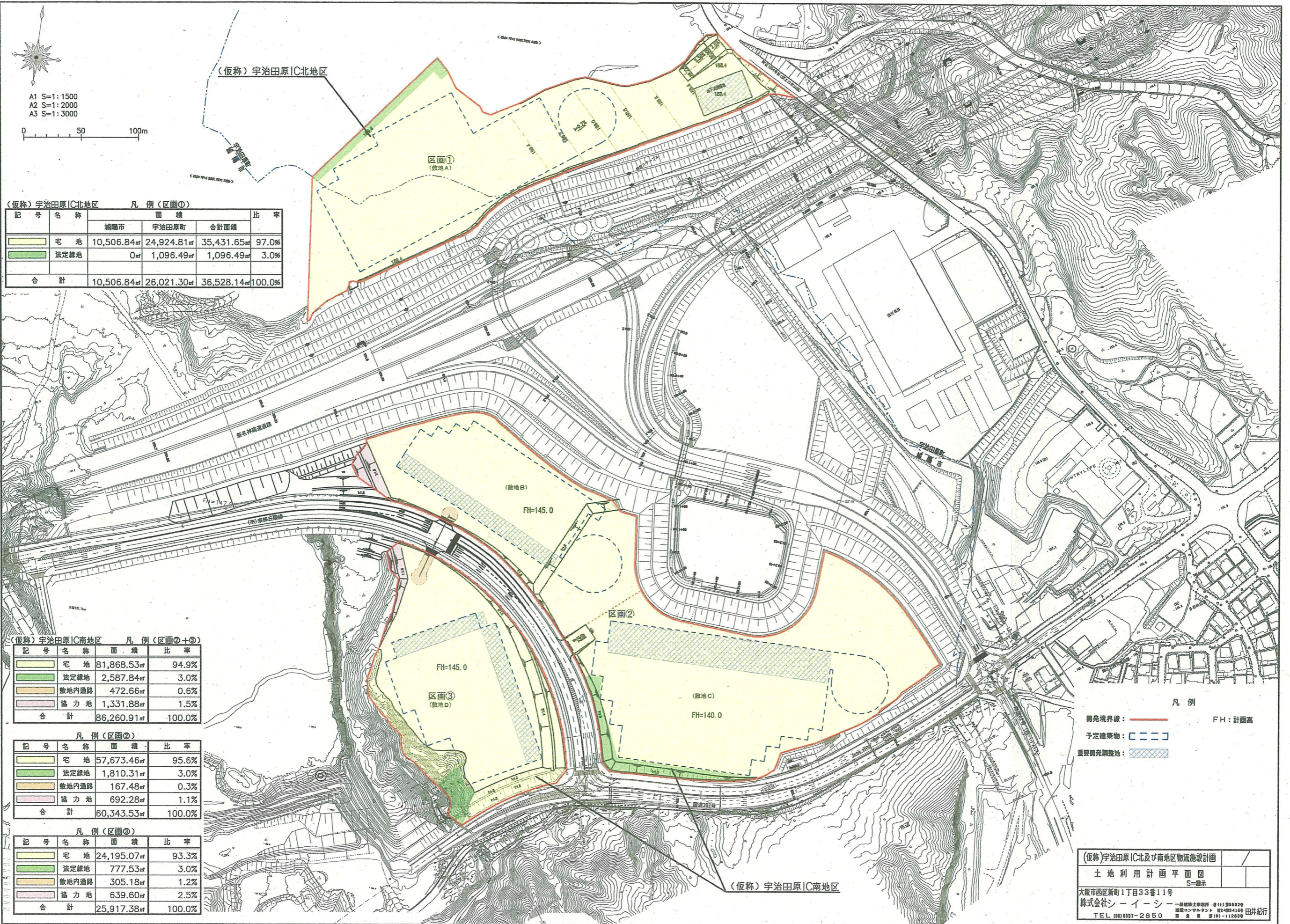
(サ) 今後の予定

- ① 説明会の開催：令和3年12月17日、18日
- ② 対象自治会：芦原自治会、市辺自治会、十六自治会
- ③ 開催場所：青谷小学校

(シ) 位置図



(ス) 土地利用計画平面図



A1 S=1:1500
A2 S=1:2000
A3 S=1:3000

0 50 100m

(仮称)宇治田原IC北地区 凡例(区画①)

記号	名称	面積	面積	合計面積	比率
■	宅地	10,506.84㎡	24,924.81㎡	35,431.65㎡	97.0%
■	法定緑地	0㎡	1,096.49㎡	1,096.49㎡	3.0%
合計		10,506.84㎡	26,021.30㎡	36,528.14㎡	100.0%

(仮称)宇治田原IC南地区 凡例(区画②+③)

記号	名称	面積	比率
■	宅地	81,868.53㎡	94.9%
■	法定緑地	2,587.84㎡	3.0%
■	敷地内道路	472.66㎡	0.6%
■	協力地	1,331.88㎡	1.5%
合計		86,260.91㎡	100.0%

凡例(区画②)

記号	名称	面積	比率
■	宅地	57,673.46㎡	95.6%
■	法定緑地	1,810.31㎡	3.0%
■	敷地内道路	167.48㎡	0.3%
■	協力地	692.28㎡	1.1%
合計		60,343.53㎡	100.0%

凡例(区画③)

記号	名称	面積	比率
■	宅地	24,195.07㎡	93.3%
■	法定緑地	777.53㎡	3.0%
■	敷地内道路	305.18㎡	1.2%
■	協力地	639.60㎡	2.5%
合計		25,917.38㎡	100.0%

凡例

開発境界線: ———— FH: 計画高

予定建築物: [---] ---

重要開発調整地: [---] ---

(仮称)宇治田原IC北及び南地区物流施設計画
土地利用計画平面図
S=表示
大阪府西成区新町1丁目33番11号
株式会社シーイーシー 田井紀行
TEL (06) 6527-2850

2. 地下水モニタリング調査について

(ア) 調査井戸について

調査井戸については、現在、5箇所（公社井戸2基、事業所井戸3基）で地下水モニタリング調査を実施していましたが、新名神高速道路並びに東部丘陵線の整備により2箇所（公社井戸1基、事業所井戸1基）、地権者の土地利用に支障となる1箇所（公社井戸1基）が廃止となります。

(イ) 地下水モニタリング調査の回数について

これまで、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社が、年4回実施していましたが、専門家が入った「土壌・地下水の保全に係る審議会」において、平成29年12月以降、特定有害物質が検出されておらず、一定の結論も出されたことから、令和3年度は8月の1回実施とすることを確認されたところです。

審議会におきまして、調査回数については、特定有害物質の検出状況により、回数は変動するとされており、今後につきましても、回数等に変更があれば、都度、報告してまいります。

(ウ) 調査井戸位置図 ● 公社井戸 ● 事業所井戸

